

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	遠隔医療の促進に向けた規制の見直しについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、医師法の規定等により対面での診療が義務付けられており、遠隔医療が診療として認められるケースは離島山間部僻地の場合や慢性疾患患者の一部に限定されている。</p> <p>また遠隔診療が認められた場合であっても、紙での処方せん発行が前提となっていることから院外の調剤薬局が事実上利用できず、薬の收受のため、当該病院に患者が出向く必要があり、これらの規制が遠隔医療促進を阻んでいる状況にある。</p> <p>遠隔診療は患者の体力・距離・時間・金銭的コストの負担の軽減を図ることができ、また、医療機関側でも患者の待機時間削減が期待できる、或いは処方せんの電子的手段による送達によりタイムリーな処方せん授受が可能になる等のメリットが考えられるが、現行制度の下では困難な状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>○ 遠隔医療の規制 医師法第 20 条 歯科医師法第 20 条 厚生労働省医政局通知（医政発第 0331020 号） 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について （平成 15 年 3 月 31 日）</p> <p>○ 処方せんの書面交付に関わる制度・規制等 医師法第 22 条（交付） 医師法施行規則第 21 条（記名押印又は署名等） 歯科医師法第 21 条（交付） 歯科医師法施行規則第 20 条（記名押印又は署名等）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICT を活用した遠隔診療の促進に向けて、現在の対面診療を前提とする規定及び紙での処方せんの発行を前提とした制度見直しを実施して頂きたい。